飲料自動販売機設置事業者募集要項

四條畷市が所有する公共施設内におむつ等の販売機能を持つ飲料自動販売機（以下自動販売機という）の設置を希望する事業者は、この募集要項及び物件説明書の各事項を承知の上、申し込みすること。

１　設置する公共施設及び台数等

別紙、物件明細書のとおり。

２　選定の方法

自動販売機設置に係る提案見積書の売上の一定率（歩合）の数値が最も高い事業者を自動販売機設置業者として選定する。最も高い数値が２者以上ある場合は、当該提案者立会いのもと、くじにより決定する。

３　設置条件等

自動販売機を設置するにあたり、次の設置条件を満たすこと。

（１）行政財産目的外使用許可の期間

使用許可の期間は令和８年７月１日（水）から令和９年３月３１日（水）までとする。

ただし、令和１３年６月３０日（月）までを限度に１年毎に更新することができる。

なお、使用許可にあっては、行政財産目的外使用許可の申請を行うこと。

（２）行政財産目的外使用料

月額使用料は、１㎡あたり１,２００円に自動販売機の使用面積（小数点第三位切上げ）を乗じた額（百円未満切り上げ）とする。

なお、使用期間が１月に満たない端数が生じた場合は、端数を切上げて１月とする。

（３）販売手数料

設置事業者として決定した者は、売価（消費税及び地方消費税を含む。）に提示し

た売上の一定率（歩合）及び販売数量を乗じて得た額を販売手数料として市に納入すること。

（４）光熱水費等の負担

自動販売機の運転に必要な光熱水費等については、全額設置事業者の負担とする。電気使用料の計算方法は、自動販売機に子メーターを取りつけ計測した使用量に、当該設置場所の関西電力㈱電気料金（従量料金）を乗じて得た額を電気使用料相当額として市に納入すること。

（５）販売品目

販売品目及び容器は別紙、物件明細書のとおりとし、酒類の販売は認めない。

（６）維持管理責任

自動販売機の維持管理、販売品補充、金銭管理等は設置業者が行うこととし、空き缶、空きペットボトル又は空き紙コップが公共施設内に散乱することのないよう、販売品目にあった回収ボックスを設置し、設置事業者が責任をもって回収・処分すること。

なお、販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、田原支所と協議し、田原支所の指示に従うこと。

（７）許認可、衛生管理及び感染症対策

設置事業者として決定した者は、設置に必要な各種法令に基づく許認可などは設置業者が取得すること。また、関係法令等を遵守し、衛生管理及び感染症対策を徹底すること。

（８）使用許可の転貸

使用許可を受けた部分は、第三者へ転貸することができない。

（９）原状回復

設置事業者は、使用許可期間が満了したとき、使用許可が取り消された場合、自己都合により自動販売機を撤去する場合は、速やかに原状に復すること。

（10）販売価格

販売価格は市場価格とする。

（11）災害対応型自動販売機

設置する自動販売機は、災害時や緊急事態が発生し、公共施設が停電となった場合に施設管理者の操作で非常用電源から必要な電力を供給し、庫内の商品を搬出で

きる機能を有する自動販売機とすること。

(12) 設置事業者に選定された者は、田原支所と設置期間、設置場所、売価の一定率振込口座及びその他設置運営に関すること等を記載した覚書を締結すること。なお、標準様式である覚書（案）を参考資料として添付する。

覚書の締結期間（予定）　令和８年７月１日（水）から令和１３年６月３０日（月）まで

４　申込方法等

自動販売機の設置を希望するものは、次の日時までに必要な書類を提出すること。

（１）申込期限　　令和８年６月１８日（木）午後５時必着

（２）提出場所　　四條畷市田原支所

（３）提出方法　　郵送（書留郵便に限る。）又はメール

（メールで提出の場合は、申込期限までに送信すること。なお、原本については、後日、郵送用にて提出すること。）

（４）提出書類　　ア　申込書

イ　見積提案書

ウ　設置予定の自動販売機のカタログ

５　質問について

自動販売機の設置に係る質問は、HP で公開している質問書に必要事項を記入し、下記の提出先に提出すること。なお、提出後は、質問書の到着確認の連絡をいれること。

（１）質問期限　　令和８年６月１２日（金）午前１０時から１１時

（２）提出場所　　四條畷市 田原支所

（３）提出方法　　HP に公開している質問回答書により作成し、FAX 又はメールで提出すること。送信後は、到着確認の連絡を入れること。

（４）回答日時　　令和８年６月１５日（月）午前１０時から１１時

（５）回答方法　　参加事業者に対しメール又は FAX で回答

６　実施スケジュール

募集案内　　令和８年６月９日（火）

質問期限	令和８年６月１２日（金）午前１０時から１１時　※必着
回答日	令和８年６月１５日（月）午前１０時から１１時
申込期限	令和８年６月１８日（木）午後５時　※必着
覚書締結期間	令和８年７月１日（水）から令和９年３月３１日（水）まで ※ただし、覚書延長を行わない旨の通知がない場合は、令和１３年６月３０日（月）まで更新することができる。

７　問合せ先

〒575-0014

大阪府四條畷市大字上田原１番地

四條畷市役所　田原支所　担当：塩見

ＴＥＬ　0743-78-0175

ＦＡＸ　0743-72-3012

Ｅ-mail　tawara@city.shijonawate.lg.jp